

(地価税法の一部改正)

第四条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

(相続等により土地等を取得した場合の申告期限の特例)

第二十六条 その年の課税時期前に開始した相続又はその相続に係る遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この章において同じ。)により課税価格の計算の基礎となるべき土地等の取得をした者で、当該土地等の取得をしなかったとした場合においても前条第一項の規定による申告書を提出しななければならないこととなるものが、当該申告書の提出期限の前日から起算して四月前の日から当該提出期限までの間に、当該相続の開始があったことを知った場合又は次の各号に掲げる事実が生じたことを知った場合には、その年の課税時期に係る当該申告書の提出期限は、当該相続の開始があったことを知った日(次項において「相続確認日」という。)の翌日から四月を経過した日の前日(その日までに次の各号に掲げる事実が生じたことを知ったときは、当該事実が生じたことを知った日(以下この条において「分割等確認日」という。)の翌日から四月を経過した日の前日)又は分割等確認日の翌日から四月を経過した日の前日とする。

一・二 省略

三 省略

2・3 省略

別表第一(第六条関係)

一 省略

二 農地法第二条第一項(定義)に規定する農地若しくは採草放牧地(以下この号において「農地等」という。)で次に掲げるもの以外のもの又は森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二条第一項(定義)に規定する森林に係る土地等

イ 省略

ロ 農地法第四条第一項本文(農地の転用の制限)又は第五条第一項本文(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)の規定による許可(農地等を農地等以外のものにするために受けるもの)

(相続等により土地等を取得した場合の申告期限の特例)

第二十六条 同上

一・二 同上

三 遺留分による減殺の請求があったこと。

四 同上

別表第一(第六条関係)

一 同上

二 同上

イ 同上

ロ 農地法第四条第一項本文(農地の転用の制限)又は第五条第一項本文(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)の規定による許可(農地等を農地等以外のものにするために受けるもの)

限る。一)を受けた農地等及び同法第四條第一項第八号又は第五條第一項第七号に規定する届出をした農地等

三〇二十四 省 略

限る。一)を受けた農地等及び同法第四條第一項第七号又は第五條第一項第六号に規定する届出をした農地等

三〇二十四 同 上